

観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）について

1 課税客体

1－1 民泊も対象にした観光目的税として、宿泊税の導入を検討すること（OCVB提言）

旅館業法の許可を受けて行うホテル等の宿泊、住宅宿泊事業法の届出をして行う住宅宿泊事業に係る住宅等の宿泊を対象に観光目的税を導入する予定であり、民泊という宿泊形態でもって除外とすることは考えていない。

1－2 宿泊施設を利用しないクルーズ客の取扱いについても公平性の観点から徴収できる方策を検討すること（OCVB提言）

海洋法に関する国際連合条約に基づき、船舶の国籍を有する国が行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行うこととされていることから、県条例で観光目的税を課すことはできないものと考えている。

1－3 ウィークリーマンション、マンスリーマンションの宿泊も対象とすること（第1回検討委員会）

1－4 違法民泊の対策はきちんと行うこと（第1回検討委員会）

旅館業法の許可を受けた施設又は住宅宿泊事業法の届出を行った施設への宿泊であれば課税の対象になるとを考えている。

また、無許可営業等の旅館業法違反又は無届営業等の住宅宿泊事業法違反が確認された場合には、必要な手続きが取られるよう、迅速かつ適切な指導、監督を行っていくことにより、健全な民泊の普及に取り組んでいく。

2 徴収方法

2－1 宿泊税の支払いを拒否された場合の対応について（第2回検討委員会）

新税施行前には、事前の周知広報を十分行い、混乱がないよう対応したいと考えている。

特別徴収義務者証を発行し、宿泊事業者が特別徴収義務者として県に代わり徴収しなければならないことについて、宿泊客の理解促進を図りたいと考えている。

また、宿泊税について分かり易く記載されたチラシ等を多言語で用意し、宿泊施設等に配付したいと考えている。

観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）について

3 課税免除

3-1 できるだけ例外を作らないよう課税免除について検討すること（第1回検討委員会）

旅行費用の増加による修学旅行誘致数への影響が懸念されることから、下記のとおり修学旅行生等を課税免除としたい。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの
- (2) 前号に規定する学校が主催する修学旅行の引率者

なお、生活の本拠を探すまでの滞在等のために使用している「下宿営業（許可件数：6件）」については、県外他自治体の宿泊税での取扱いも踏まえ、課税客体から除外することとしたい。

また、課税免除（免税点）の設定については、垂直的公平の観点（宿泊料金に応じた負担）、受益と負担の関係（広く課税し公平性を確保）、それぞれのバランスを図りながら制度設計を行うべきと考える。

4 税率

4-1 割引クーポンを発行した場合の課税対象額について（第2回検討委員会）

宿泊料金については、割引後の実際に支払う金額が課税対象額となるよう整理したい。

4-2 税の「公平性の観点」を踏まえて税額を設定すること（OCVB提言）

担税力に応じた負担の税率設定を考えている。

4-3 税率は定額か、定率かについて（第1回検討委員会）

特別徴収義務者等の実務面での負担感等から、定額での設定が適当と考える。

観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）について

5 税収の使途

5-1 受入体制の整備や地域環境の整備、観光プロモーション、観光危機管理の施策等、税の使途を明確化すること（OCVB提言）

観光目的税の導入目的は「沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため」としていることから、受入体制の整備に係る新規・拡充事業の財源に重点的に活用したいと考えている。

具体的な使途については、観光目的税適正運用検証・検討委員会（仮称）で、翌年度の観光目的税の充当事業について審議して頂く予定である。

5-2 観光目的税活用の計画づくりについて（第2回検討委員会）

本県の観光振興の施策体系をベースに、どこの分野に観光目的税を活用するのか、どのような指標に影響するのか、どのような効果が見込まれるかを、体系的に示せるよう検討する。

5-3 観光目的税を財源とする施策の予算化等の運用、効果（入域観光客数、観光消費額等）について公正・中立に検証する機関の設置等、体制の整備を検討すること（OCVB提言）

観光目的税の公正・中立な活用、効果的な活用を図る観点から、有識者、宿泊事業者も含めた観光関連団体の関係者、市町村の関係者等で構成する観光目的税制度適正運用検証・検討委員会（仮称）を設置し、前年度の効果検証と翌年度の活用事業（案）について審議して頂く予定であり、県は審議結果を尊重し、予算計上することとした。

5-4 充当事業について、観光客が原因者（又は受益者）の一部だからといって、安易に観光目的税で対応することはしないこと（第1回検討委員会）

県民も原因者（又は受益者）となる事業への活用に当たっては、把握可能な客観的指標を活用し、原因（又は受益）の割合に応じた充当割合の設定を検討する。

また、観光客の満足度向上等を主目的とする取り組み（ナイトコンテンツの充実・運営等）については、観光目的税を主財源とすることも検討する。

いずれにしても、観光目的税制度適正運用検証・検討委員会（仮称）で充当割合を含めた個別具体的な事業をお示しし、審議して頂く予定である。

観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）について

■ 5 税収の使途

5-5 観光事業者の経営安定化のために活用すべきかについて（第2回検討委員会）

当該項目においては、観光人材育成の支援強化、宿泊施設の案内表示等の多言語化対応、Wi-Fi整備、点字や音声案内などのユニバーサル対応など観光客へのサービス向上に繋がる事業への活用を想定しているが、現在の表現では誤解を与える可能性があるため、「観光事業者の経営安定化」を「受入体制の充実・強化」に改めたい。

5-6 道路美化等の景観整備への観光目的税の活用について（第2回検討委員会）

観光客の満足度の向上のため、景観の維持・保全への観光目的税の活用は必要と考えるが、既存財源で賄う部分もあることから、充当割合の設定等、充当の考え方を検討し、観光目的税制度適正運用検証・検討委員会（仮称）でお示しすることとしたい。

5-7 市町村の観光対策事業への観光目的税の活用について（第2回検討委員会）

観光客の増加に伴い、地域住民の生活に支障が生じ、その対策に予算を充てている市町村もあるなど、基礎自治体である市町村の負担も大きくなっている。

今後も右肩上がりでの観光客の増加が見込まれている中、観光客の満足度の向上を図るために、県と市町村がより連携し、沖縄観光の振興に取り組んでいく必要があることから、市町村が実施する観光施策への観光目的税の活用は必要であると考える。

5-8 レンタカー対策への観光目的税の活用について（第2回検討委員会）

レンタカーの増加による課題等へ対応するための取り組みについては、当該観光目的税の議論とは別途、検討を行うことが必要であると考えているが、二次交通の課題対策として緊急的な対応が必要な場合は観光目的税の活用も想定される。

いずれにしても、観光目的税制度適正運用検証・検討委員会（仮称）で個別具体的な事業をお示しし、審議して頂く予定である。

観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）について

6 その他

6-1 2020年東京オリンピックが開催される前年の2019年（平成31年度）までに導入すること（OCVB提言）

導入については、慎重に議論する必要があること、また、導入に向けて、条例制定、総務省の同意、周知広報の徹底、県税システムの改修作業等時間を要することから、2019年度までの導入は厳しいものと考える。しかしながら、早期に導入する必要性はあると考えていることから、2021年度までとしている現在の計画は前倒しできるよう取り組んでいくことしたい。

6-2 制度の導入に係る周知やシステムの改修に係る経費等、徴収業務を行うこととなる民間事業者が負担するコストに対して十分な配慮を行うこと（OCVB提言）

他自治体の導入事例を参考に、特別徴収に係る報償金の割合の一定期間の上乗せで対応してもらいたいと考えている。
今後、特別徴収義務者の意見も踏まえ上乗せ分の割合等について決定する予定である。

6-3 観光客等への周知について（第2回検討委員会）

観光客、観光事業者、県民等への周知は必要であり、シンポジウムの開催や、地区別説明会の開催、各種広報媒体を活用して周知を行うなど、丁寧で分かり易い方法を検討していく。

6-4 観光目的税の名称について（第1回検討委員会）

検討委員会からの意見を踏まえ、事務局として複数案を考えたが、税の説明文では、宿泊税の場合は「_____（観光目的税）」と、
その他の名称の税となる場合は「_____（宿泊税）」と追加説明することが必要と考える。正式名称については、様々な意見を聞いた上で判断することしたい。